

令和元年の台風等への対応について

台風第 15 号（9 月 8 日～9 日）

- 8 日 16:30 習志野市に暴風・波浪警報が発表される。
習志野市は情報収集体制に移行
- 9 日 03:47 習志野市に洪水警報が発表される。習志野市は体制を継続
05:30 習志野市に土砂災害警戒情報が発表される。
習志野市は災害対策本部を設置
風水害第 1 配備（職員の 1 / 3 参集、避難所開設準備）に移行
06:57 がけ地付近の居住者に対し、
「避難準備・高齢者等避難開始」を発令（警戒レベル 3）
土砂災害対応の避難所（9 か所）を開設
- 10:11 洪水・暴風・波浪警報が解除（大雨警報継続）される。
10:52 土砂災害警戒情報が解除（大雨警報継続）される。
警戒レベル 3 を解除し、すべての避難所の閉鎖を開始
11:05 すべての避難所の閉鎖に伴い災害対策本部を解散

【被害状況】

- 人的被害 軽症者 4 名
- 住家被害 半壊 4 件、一部破損約 200 件（台風第 19 号と合算）
- 農業被害 ビニールハウスなどの施設被害 35 件（台風第 19 号と合算）
- その他 倒木約 100 件、交通規制 3 か所、停電約 500 戸

【他自治体への支援】9 月 11 日以降

- 南房総市（独自の災害時相互応援協定）
 - 人的支援 延べ 200 名
 - ※ 保健師、り災証明判定・受付、ブルーシート展張、ごみ収集、
救援物資整理、災害対策本部応援（危機管理監等）
 - 物的支援
 - ※ ブルーシート、土のう袋、飲料水
- 県内他自治体
 - 木更津市・多古町（企業局による給水車派遣）
 - 君津市（期日前投票事務）
 - 匝瑳市・山武市（物資支援 ブルーシート）

台風第 19 号（10 月 11 日～13 日）

8 日 台風第 19 号タイムラインを作成するなど事前準備に着手

8～11 日 事前予防措置

※ 倒木防止処置、排水溝清掃、排水ポンプ点検、土のう作成
がけ地付近住民への広報車による注意喚起・ビラ配布、
避難所の学校との受入体制の調整等

11 日 17:00 台風の接近に伴い、習志野市は災害対策本部を設置

12 日 06:41 習志野市に大雨（浸水害に警戒）・暴風・波浪警報が発表される。

08:30 風水害第 1 配備に移行

10:00 市内全域に「避難勧告」を発令（警戒レベル 4）

全 16 か所の地区対策支部（小学校内）、全 27 か所の避難所を開設

風水害第 2 配備（2／3 の職員参集）に移行

10:52 大雨（浸水害・土砂災害に警戒）警報が発表される。

18:00 市職員の屋外活動を原則禁止（～24:00）

13 日 02:48 すべての気象警報が解除される。

05:00 避難勧告（警戒レベル 4）を解除

08:55 全 16 地区対策支部・全 27 避難所の閉鎖を確認

17:00 避難所の閉鎖、市内に大きな被害が認められないことから、
習志野市は災害対策本部を解散

【被害状況等】

- 避難者数 1, 054 名（12 日 19:00 現在）
- 人的被害 負傷者 1 名
- 住家被害 半壊 4 件、一部破損約 200 件（台風第 15 号と合算）
- 農業被害 ビニールハウスなどの施設被害 35 件（台風第 15 号と合算）

10月25日の大雨（台風第21号の影響）

- 25 日 08:36 習志野市に大雨警報（土砂災害に警戒）が発表される。
習志野市は情報収集体制に移行
- 09:50 実籾 5 丁目でがけ崩れ（5 m × 10 m 負傷者等なし）が発生したことを受
け、習志野市は警戒配備に移行
- 10:35 がけ地付近の居住者に対し、
「避難準備・高齢者等避難開始」を発令（警戒レベル 3）
9 か所の避難所を開設
- 11:00 災害対策本部（風水害本部第 1 配備）を設置
- 12:27 習志野市に土砂災害警戒情報が発表される。
- 13:00 がけ地付近居住者に、「避難勧告」を発令（警戒レベル 4）
- 21:10 土砂災害警戒情報が解除される。
- 21:20 すべての気象警報が解除される。避難所の閉鎖を開始
- 22:10 すべての避難所の閉鎖に伴い災害対策本部を解散

【被害状況等】

- 避難者数 延べ 11 名
- がけ崩れ 1 件（実籾 5 丁目）
- 交通規制 2 か所（実籾 5 丁目、実籾本郷公園）

災害廃棄物の受け入れ

[南房総市]

- 9 月 8 日 台風 15 号による千葉県 の被災
14 日 ごみの収集要請
16 日 職員派遣 [人数]6 名 [車両]7 台 [受入重量]8 トン
22 日 樹木の運搬要請
23 日 職員派遣 [人数]6 名 [車両]4 台 [受入重量]2.58 トン
10 月 3 日 ごみの受け入れ要請
7 日～30 日

災害廃棄物(樹木)を市クリーンセンターにて受け入れ
[延べ受入回数]8 回 [総受入重量]14.4 トン

※各要請は、習志野市・南房総市・富士吉田市の 3 者間で締結する「災害時における相互応援に関する協定」に基づいたものである。

[長生郡市関係]

- 10 月 25 日 豪雨による千葉県 の被災
11 月 8 日 長生郡市広域市町村圏組合※¹より、災害時における相互応援協定※²に基づき、
可燃物等の災害廃棄物の受け入れ要請(1 日 7 トン)
[期間]令和元年 11 月 11 日～令和 2 年 3 月 31 日
〃 本市は受入準備完了

※1…構成市町村:茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町

※2…「災害時等における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」:ごみ処理のみならず、
各種物品の供給や被災者の救出、職員派遣等幅広い内容を定めたもの